

平成29年度
予算編成・施策に対する要望書

長野市議会 改革ながの市民ネット

市議会議員	松木 茂盛
市議会議員	塩入 学
市議会議員	池田 清
市議会議員	倉野 立人
市議会議員	布目裕喜雄
市議会議員	望月 義寿
市議会議員	鈴木 洋一

目 次

は じ め に.....	2
総 務 関 係.....	3
企 画 政 策 関 係.....	5
財 政 関 係.....	7
市 民 生 活 関 係.....	8
保 健 福 祉 関 係.....	10
こ ど も 関 係.....	13
環 境 関 係.....	15
農 林 業 関 係.....	17
商 工 観 光 関 係.....	19
文 化 スポーツ 関 係.....	21
建 設 関 係.....	23
都 市 整 備 関 係.....	25
教 育 関 係.....	27
上 下 水 道 関 係.....	30
防 災 消 防 関 係.....	31

平成 28 年 10 月 28 日

長野市長 加藤久雄 様

長野市議会 改革ながの市民ネット
代表 松木 茂盛

平成 29 年度予算編成についての要望書

世界経済の動向は、中国での生産過剰による成長鈍化が大きく影響し停滞傾向を示しており、更に欧州各国では貿易の伸びが悪く、WTOによれば 2016 年世界貿易の伸び率が 1.7%にとどまり停滞する見通しです。

これは、設備投資の低迷によって輸出入の鈍化が原因としており、英国のEU離脱による経済面の動向や先進国に見られる若年層の失業率が高止まり、経済のグローバル化が一部に偏りを見せていることから、世界各国では保護主義的な動きも懸念されています。

特徴として、米国の大統領候補はそろって、TPPに反対を表明しており、EUと米国との環太平洋貿易投資協定(TTIP)交渉も進まず、日米韓等 16ヶ国の東南アジア地域包括的経済連携(RCEP)も先送り方向とのことで、国際的貿易の動向は不透明となっています。

我が国は、安倍政権が掲げてきた成長戦略では、株価と円安にやや効果を見せているものの、経済全体として依然停滞を示しています。

「三本の矢」政策も日銀の金融操作に頼りすぎ、構造改革なくして経済再生と成長はなく、このままでは国の借金財政建て直しは不可能に近いと言われています。

加藤市長は任期最後の予算編成を迎えましたが、就任以来今日まで、明るい市役所・打てば響く職員の意識改革を目指し、組織改革として時代のニーズに応じて、こども未来部・文化スポーツ振興部を立ち上げました。

また、急進している少子高齢化と人口減少に対し、本市の最重要課題と位置づけ、市長宣言と共に人口増推進課・マリッジサポート課など新たな組織を立ち上げ、果敢な取り組みを展開しつつあります。長野市版都市内分権におかれても、住民自治協議会に対し機能強化と支所長との連携強化に努めて来られました。

新年度予算編成で、特に人口維持対策では方針完遂に向け国県依存ではなく他市に先駆け、市単独でも大胆な施策の執行で市民に応える勇気を期待する次第です。

一方、行政事務執行では、事務の正確性・職員のモラル向上・専決事業の縮小により、市議会権能の尊重で協議・連携等開かれた施策運営を望むものであります。

私たち党派は、市民の多様化する要望に応える為に、平成 29 年度に向けて、次の 219 項目にわたる要望書を提出いたしましたので、厳しい財政状況ではありますが、市民の期待に応えられる予算編成を強く要望いたします。

総務関係

1. 市民全体の住民自治協働意欲を高めるための方策を実施するとともに、市民に開かれた市政を実現するため、適時適切な情報発信をすること。
2. 公務員のモラルと資質の向上を図り、市民に信頼される行政が行われるよう努めること。また、常に市民と向き合う姿勢を堅持し、多様化する市民ニーズや、高度情報化・国際化に対応できるよう、「あいさつ」をはじめとする接遇や技能の向上のための職員研修を積極的に実施し、おもてなしの心に満ちた日本一温かい市役所を目指すこと。
3. 職員の資質の向上を図るため、現場研修を積極的に行うこと。また、意欲ある職員の発案を登用することで活気ある行政風土を醸成する職員提案制度を充実させること。
4. 職員と臨時・嘱託職員の定数については、市民生活の停滞を招く定数削減を行わないこと。また、業務により量的質的差異が著しいことから、適正な労働環境を実現するよう業務内容の点検・検討をすること。臨時・嘱託職員のパート化については、雇用継続に十分配慮すること。
5. 新第一庁舎・芸術館の建設施設管理・運営において、ユニバーサルデザインの観点から案内サイン等の抜本的な改善を早期に実施するとともに、来庁者及び利用者の安全が万全に確保されるよう適正管理を行うこと。また、市民意見をふまえ検証し、その結果を公表すること。
6. 緑町立体駐車場の利用促進策を講じるとともに、駐車場から庁舎・芸術館へのアクセスにおいて、横断歩道橋の新設を含め、庁舎等への安全かつスムーズな動線を十分に確保すること。またJR踏切の拡幅をはじめ庁舎周辺の道路拡幅・交通アクセスの抜本的改善を図ること。
7. 指定管理者制度の評価・検証において、市民サービスの向上、経費削減の観点から効果を明示化するとともに、市民への情報開示を徹底すること。また、指定管理者の選定過程の情報開示と説明責任を十分に行うとともに、地域振興に鑑み地元民間事業者の活用を図ること。さらに、指定管理者が変更される場合、従業員の雇用継続が図られるとともに労働条件が低下しないよう指導監督をより強化すること。
8. 指定管理者と行政の責任の所在を明確にし、施設の管理・運営・改修に関して適切な運営を行い、常に市民が快適に利用できるよう配慮すること。

また、指定管理者の脱法行為や不正行為等に対する罰則規定を明確にする
と共に、問題が発生した際には、厳しい姿勢で臨むこと。

9. 指定管理されている公共施設の火災対応等において、加入火災保険等の
充実を図り、万全を期すこと。
10. 「行政評価システム」は事務事業評価から施策評価、政策評価へと拡充
すると共に、市民にわかりやすい情報の公開に努め、説明責任を果たし、
情報公開請求には積極的な公開を行うこと。
11. 「公共施設等総合管理計画」（再配置計画及び長寿命化計画）の策定に
あたり、コスト論に偏る安易な施設の廃止・統廃合、民間移譲とはしない
こと。シンポジウムをはじめ住民参加による地区単位の研修会や意見交換
会に取り組み、市民との情報共有を徹底すること。また、施設を統廃合す
る場合は、ゼロベースでの市民ワークショップ等の手法を充実させ、市民
との十分な合意形成を図ること。
12. 公共施設マネジメントにあたり、資産活用の視点から、財政、予算執行
と連動した一元的な庁内推進体制を構築すること。また、新年度から造成
される公共施設の維持・管理にかかる基金は、将来を見通し、計画的・持
続的、かつ十分な基金とすること。
13. 長野市フルネットセンターの廃止にあたり、パソコン教室等の利用者の
学習機会が失われないよう配慮するとともに、今後の施設の在り方につい
ては多面的に検討し早期に方向性を打ち出すこと。
14. 近年多発する自然災害に対応し、危機管理や防災対策を徹底して実施し、
災害を未然に防ぐと共に、支所権限を強化し、地区ごとの復旧体制を強化
すること。また、災害時要援護者の支援については、地区・地域における
要援護者の情報共有を徹底し、災害時において関係者と連携し速やかな安
全確保に努めること。自主防災会の活動を積極的に支援し、防災マップに
ある危険箇所の周知を徹底させ、官・民協働の下、常に市民が安心して暮
らせるまちづくりに努めること。
15. 避難勧告発令下における避難所の運営について、非常食や毛布等の備蓄
品の搬送体制を見直し、迅速な対応を可能とすること。また、賞味期限切
れとなっている備蓄食の品質管理、保管状況の適正化を早急に図ること。

企画政策関係

1. 各種施策実施・推進にあたっては、政策決定過程において情報公開を徹底し、議会に対し説明責任を果たすこと。
2. 長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略、長野市人口ビジョンに基づき、実効性のある人口減少対策を推進すること。
3. 第五次総合計画は、人口減少・少子高齢化を踏まえ、市民の必要度・満足度に立った指標・目標を設定し、幸せが実感できる政策・施策体系として策定するとともに、財政的な裏打ちを担保する実効性ある総合計画とすること。
4. 長野地域連携中枢都市圏ビジョン（長野地域スクラムビジョン）、連携協約に基づく施策展開にあたり、連携自治体との対等・平等な関係に留意するとともに、その効果を検証し、市民に情報開示すること。
5. 公共交通網の整備は、住みよいまちづくりに欠かせない重要な都市インフラであるとの観点から、市長が強いリーダーシップを発揮すること。「地域公共交通網形成計画」及び「地域公共交通再編実施計画」は、公共交通ビジョンに基づき、全市を網羅した利便性の大会総合的な公共交通体系を具現化する計画とし、諸施策の早期実現を図ること。
6. マイカーから公共交通への利用転換に「(仮)市民エコポイント」制度など、動機づけとなる仕組みを構築すること。交通ＩＣカード「くるる」の汎用性を高めるとともに、スイカなど１０カードの片利用を実現すること。また、企業等の公共交通利用を促進するため、法人税の軽減措置などの政策誘導のもとに「エコ通勤」を喚起すること。
7. 丹波島橋の渋滞解消に向け、ミニバスターミナルの設置によるゾーンバスシステムの導入、パーク・アンド・バスライドの整備を図ること。
8. 新幹線延伸に伴う並行在来線の存続にあたり、しなの鉄道の維持・利用

促進に取り組むこと。北しなの線の新駅設置は、沿線住民の利便性を高め、さらにマイカーからの利用転換につながる整備とすること。また、他の地域を結ぶ公共交通機関の利用促進と、それに伴う駐車場や駐輪場の整備拡大を図ること。

9. 交通安全対策を徹底し、高齢者や幼児・児童等 交通弱者の死亡事故の抑制対策を講じること。また、高齢者ドライバーや自転車に対する啓発・指導を推進すること。
10. 生き生きみんなでトーク市民会議のあり方については、市が行うべき広報広聴活動と位置づけ主体的に取り組み、積極的に市民の声に耳を傾けること。また、参加者は、幅広い年代、特に若者や女性の参加を促す等、活発な意見交換が行えるよう、内容の拡充を図ること。
11. 市民参加による市政を一層推進するため、各種市民会議やみどりのはがき等の広聴制度を充実すると共に、ホームページの更なる改善を進め、市に関する情報を分かりやすく掲載すること。また、各種メディア媒体をなお一層活用し、議会情報や行政情報を全市域にわたり効果的に提供するよう努めること。市民アンケートを積極的に活用し、市民意見を市政に反映させること。
12. 新県立大学開学に向けて、県と連携し万全の体制で取り組むとともに、新県立大学との官学連携を具体化、拡充すること。
13. 市長直轄プロジェクトについては、部局間の連携を強めるとともに責任の所在を明確にして成果が上がるように進めること。
14. 支所機能や市民サービスの低下などの課題が浮かび上がった合併の検証結果から、課題解決に向けた施策展開を図ること。

財政関係

1. 市有財産の時価評価を把握し、財政力の基礎とするとともに、財務状況を他市と比較するなどして、財政の適正かつ効率的運用を図ること。なお財政の健全化を旨としつつも、市民サービスの低下を招かないようにすること。また、公共施設のネーミングライツ等の具体化を図ること。
2. 地方自治体財政の充実・強化に向けた自主財源の増大を図るため、当面は地方交付税の適正配分を確保し、国の財政状況を十分見据えた取り組みをするとともに、国の公共投資の際、地方自治体への負担転嫁を避けるため、税財源委譲を国に強く働きかけること。
3. 公正取引委員会から行政処分等を受けた事業者に対する指名停止等の措置において、より迅速かつ的確な対応を図るとともに、市民に理解される公正・適正な契約行為を行うこと。また地方自治法179条1項に基づく専決処分は、最大限回避し、臨時議会等を招集し対応すること。
4. 教育委員会における国交付金等の申請漏れ、建設工事における積算誤りによる入札中止・損害賠償発生の事態を深刻に受け止め、多面的・複層的なチェック体制を確立するとともに、事務執行にかかる研修を徹底すること。また、入札後契約前における積算疑義申し立て手続きを早期にルール化すること。
5. 建設工事・製造の請負・物件の買入れ・その他の契約において、総合評価落札方式への全面的拡大、加点基準の拡充を図るとともに、予定価格の適正な設定を図ること。
6. 公契約において、ILO94号条約（公契約における労働条項）を重く受け止め、地域の公正労働基準が担保される契約とする。公権力的な規制を規定しない他市の公契約条例、また長野県の契約に関する条例等を踏まえ、市の公共工事や委託事務の品質確保、ダンピング受注の排除、労働者への適正賃金の支払い等を担保する長野市公契約条例の制定に取り組むこと。
7. 契約・予算執行事務においては、工期等の遵守を含め、契約相手方の選定及び完了検査を適正に実施し、説明責任を明確にすること。
8. 入札差金の活用は、緊急性、必要性で判断するとされているが、予算の使い切り意識を排除しつつも、地域からの要望に迅速にこたえ得るよう柔軟に対応すること。

市民生活関係

1. 都市内分権に基づく住民自治協議会の組織及び活動は、自発的な住民の自治活動である基本を旨とし、行政の補完としないこと。
2. 住民自治協議会の成熟度を高めるため、財源・権限をさらに住民自治協議会に移譲し、真の住民自治組織への移行を支援すること。また、住民自治協議会の財政運営について、自立の観点から住民主体による活用の自由度を保障すること。
3. 住民自治協議会が主体となってまちづくりを進めるため、「まちづくり・自治基本条例（仮称）」を策定すること。
4. 地域発きらめき事業は、住民自治協議会の主体的な取り組みを積極的に支援し進捗を図ること。また、全市的な施策展開が求められる事業については、早期に実現を図ること。
5. 地域きらめき隊の地域課題解決のための活動を把握・検証し、住民自治協議会の活動を支援する役割を強めること。
6. 地域福祉計画およびまちづくり計画は、住民自治協議会が取り組む「まちづくり」の大きな柱と位置付け、全地区での策定、住民参加による実行を積極的に支援すること。
7. 支所と住自協の位置づけ・役割を明確にし、支所に配分する予算は増額するとともに、支所長の予算執行権・決裁権を拡充するなどして、支所機能を強化すること。
8. 自治に基づく住民代表である区長の役割、位置づけを明確にすること
9. 地域に在住する職員の住自協活動への参加に向け、意識改革を図ること。
10. 地域文化を伝承するため、地域コミュニティ活動への支援をさらに充実すること。
11. 住民自治協議会の役員に女性が積極的に参加できる環境を整備すること。
12. 国の事業である「地域おこし協力隊」を積極的に活用するとともに、期限後の隊員の定住・引き続きの活発な活動を促し、中山間地域の活性化を図ること。
13. 過疎債及び辺地債を有効活用し、中山間地域の整備・活性化を図ること。

14. 「健康寿命延伸」を進めるために、介護予防を重視した健康づくりに向け、関係部局と連携し、住民自治協議会や関係団体への支援・指導体制を積極的に推進すること。
15. 長野市版消費生活基本計画（長野市消費者教育推進計画）において、目標を定め、実効性のある基本計画にするとともに、小中高における消費者教育の具体的な推進を図ること。
16. 市民法律相談については、希望者が多く、内容も多岐に亘っていることから、相談回数増や、相談体制を一層充実させること。また、不当請求や振り込め詐欺、悪質な通信販売等の被害が急増していることから、被害を未然に防ぐための消費者への啓発を進め、消費生活の安全保持に努めること。
17. 男女共同参画基本計画における審議会等への女性参画率40%、住民自治協議会への女性参画率30%の目標達成に向け、具体的な対応策を図ること。
18. 男女共同参画センターの「女性のための相談」事業を充実させると共に、男性のための相談も受けるよう拡充すること。
19. 「ワーク・ライフ・バランス」の向上のため、育児・介護休暇等の普及促進、労働時間の短縮、女性の再就職支援等についての環境整備を推進し、就労先である市内企業、団体等に強く協力を求め、市民に対する情報提供や講座開催を積極的に実施すること。
20. 部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの人権を確立し認め合う市民社会の構築に向け、人権同和施策を推進すること。結婚や就職をめぐり依然として深刻な部落差別に真正面から向き合い、市民はもとより運動団体とも連携した人権尊重施策を展開するとともに、人権侵害を救済する相談窓口を設置し、当事者本位で解決を図ること。

保健福祉関係

1. 地域社会で元気に暮らせる「健康寿命延伸」のため、関係部局と連携すると共に、住民自治協議会や関係団体と連携し、要介護状態に陥らない健康づくりに向けた支援・指導体制を積極的に推進すること。
2. 地域医療介護総合確保推進法により、市が実施する新しい介護予防・日常生活支援事業において、これまでのサービス水準をさらに向上させる「長野モデル」を構築すること。地域間格差が生じないように配慮するとともに、地域包括ケアシステムの中核となる生活圏域ごとの地域包括支援センターの施設及び機能を拡充すること。また、介護保険事業において、24時間対応を含め「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」態勢を市の責任で構築すること。
3. 「健康寿命延伸」を進めるために、介護予防を重視し、高度医療に頼らない健康づくりに向け、関係部局と連携し、住民自治協議会や関係団体への支援・指導体制を積極的に推進すること。
4. 高齢者福祉施設等の介護士の待遇について、社会的必要性の高さや業務内容の厳しさに対して賃金が著しく低いことから離職者が相次ぐ現状に陥っている。介護士のための相談窓口を設置するとともに、市内の各施設に対して適正な賃金水準を維持するよう指導を行い、国に対し改善について強く要望すること。
5. 障害者総合支援法における地域生活支援事業の実施主体が市であることから、「だれもがあたり前に暮らせるまち」をめざし、障がい当事者の意見・要望に基づき市単独の補助を増やすこと。障がい者の法定雇用率の引き上げに伴い、民間企業2.0%、自治体2.3%を満たすよう取り組むこと。また、障がい者差別禁止条例の制定に取り組むこと。
6. 認知症をサポートする態勢づくりを最重要課題とし、市内に「認知症疾患医療センター」を創設し、地域包括支援ネットワークを構築すること。

認知症の早期発見に向け、情報提供及び相談窓口を充実させるとともに、かかりつけ医との連携・支援を具体化すること。

7. スタートした認知症見守り SOS ネットワーク事業において、協力事業者を拡大するとともに、孤立防止・見守りネットワーク事業との連携を強化し、認知症高齢者の一人歩き・行方不明者の早期発見、一人暮らし高齢者の安全確保に万全を期すこと。
8. 生活困窮者自立支援事業（まいさぼ長野市）において、中間就労の機会確保をはじめとする就労支援を充実させるとともに、生活困窮者世帯の子どもの学習支援など、当事者のニーズに応える万全の体制を構築すること。
9. ひとり親家庭の子どもの学習支援事業について、希望者すべてを受け入れられるよう、早期に拡充すること。
10. 消費者庁から貸与された放射能検査機器を有効活用すると共に、より精密な検査が可能なゲルマニウム半導体検出器を購入し、検査体制の充実を図ること。更には、納入された食材に問題が生じた場合には、当該事業者に対しペナルティーを課すなど厳しい姿勢で臨むこと。
11. 食品の安全性・病因ウイルスなど、保健衛生に関する社会不安が増大していることから、保健所における検査体制ならびに相談体制を一層充実させると共に、市民からの問合せには丁寧に対応すること。
12. 市民の健康増進のため、総合的な食育の推進を図ること。また、食の安全が脅かされていることから、市有の福祉施設で使用する食材については原産地や原材料について徹底した検査による安全確認を実施すると共に、関係部局とも連携し、安全・安心な地元農畜産物を使用する地産地消を推奨すること。
13. 医療安全支援センターは、医療の安全と信頼を高めるため、患者・市民の苦情や相談の医療相談窓口として一層充実させること。また、自殺予防のための相談体制の充実や支援などを強化すること。
14. 犬・猫の適正管理については、成果が上がり市民の関心も高いことから、

更に市民要望に応えられるよう、体制を強化すること。

15. 保健所の県との共同設置は、市としての独自性を担保し、市民サービスを低下させないことを第一義に、慎重に検討すること。
16. 不妊治療については、国の施策を施行するだけでなく、独自の助成制度を設けるなどして、強い支援体制を構築すること。
17. 市民の健康・安全を守るため、市民病院と厚生連篠ノ井総合病院の救命救急センター指定を実現し、さらに災害拠点病院の指定を県に強く働きかけること。
18. 市民病院については、一層の健全運営により、原則、一般財源からの繰出金に頼らない経営を目指し、市内の拠点病院としての機能強化に努めること。また、政策的医療を担う市民病院の役割等に鑑み、市民サービスを向上させること。
19. 元気で生きがいのある人生とするため、後期高齢者を市独自の呼称に改めるよう検討すること。
20. 国民健康保険料の収納率向上及び疾病予防・適正受診など医療費の適正化等を図り、国保財政の安定化に努めること。
21. 国民健康保険の県域化にあたり、県の定める標準保険料率の動向に注視し、保険料の過度な引き上げを行わないこと。また過度な医療費の抑制につなげないこと。

こども関係

1. こども未来部設置による成果を検証し、一層の子育て支援に取り組むこと。こども相談室の機能強化を図ること。
2. 魅力的な子育て・子育て先進都市長野をめざす、グランドデザインを具体的に示し、本市としての取り組み方針を明示すること。子育て世代への経済的負担を軽減するため、まず、保育園・幼稚園の保護者負担を軽減し、抜本的対策を講じること。
3. 長野市子ども・子育て支援事業計画の策定に基づき、各家庭のニーズに沿った、どの家庭も一定以上の保育・幼児教育環境が享受できるよう、公私立保育園施設の環境整備を進めること。
4. 一時保育・休日保育・延長保育等の特別保育事業の充実を図ること。また、病児・病後児保育の整備を適切に進めること。
5. 公立保育園の民営化や、幼稚園等の認定こども園への移行については、各家庭のニーズ等を踏まえ、保護者との協議を十分に行った上で慎重に進めること。
6. 皐月保育園の移転・改築は、当初のコンセプトが活かされるよう、地元地区や保護者会の合意形成に慎重を期すとともに、東長野病院「すくすく保育園」の5年間存続方針を見据え、5年後の保育園の在り方に万全を期すこと。
7. 発達障がい児支援は、早期発見・早期対応に向けた取り組みが重要であることから、発達支援ネットワーク事業を基に、各保育所・幼稚園での取り組みを積極的に支援すると共に、保護者はもとより、各施設からの相談体制を強化すること。
8. 仕事と育児を両立できる環境整備に向け、ファミリーサポートセンター事業等を積極的に支援すること。
9. 放課後子ども総合プランは、無償で事業を継続すること。また、全学校

で参加希望児童全てを預かる体制を早期に実現し、「長野市子ども・子育て支援事業計画」に包含された中で、個別の予算を確保し、施設整備に積極的に取り組むと共に、運営経費の安易な削減をしないこと。更に、コーディネーターをはじめ必要な人材の待遇について十分配慮すると共に、ボランティアの確保・育成のため、住民自治協議会との連携を密にし、必要な助成を行うこと。発達障がい児対策については、それぞれの児童が適切な環境で教育を受けられるよう、保護者の理解を得て適切な対応に努めること。

10. ふれあいながの婚活「夢先案内人」事業は、単なる雰囲気醸成にとどめず、県の事業とも連携して具体的成果が上がるよう、予算も確保して取り組むこと。
11. 社会全体で子どもの幸せと健やかな成長を育む意識を醸成することを念頭に、家庭・地域・企業・学校・行政の役割や責務を示した行動指針を策定すること。
12. 少子化対策を進めるため、長野市人口ビジョンで設定した合計特殊出生率の実現を図るため、具体的な取り組みを進めること。

環境関係

1. 地球温暖化の防止や限りある資源の有効活用を図るため、省エネルギーの推進と、小水力発電・太陽光発電など新エネルギーの活用に努め、本市の掲げた数値目標である、2020年までに温室効果ガス15%以上削減(2005年比)に向け、マイカーから公共交通への乗り換えやまちなかの緑化等含め、具体的施策を展開すること。また、市民への一層の啓発や子どもへの教育について強化し、市民の取り組みに対する助成措置を充実すること。
2. 太陽光発電の推進については、災害防止や景観、優良農地保全等の観点から市ガイドラインに基づき指導すること。また、市ガイドラインの届出対象基準を発電量50キロワット未満に広げ、適正な指導を実施すること。
3. 空家特措法を踏まえ、実態調査に基づき、空家対策計画を早期にするとともに、空家の除却等に対する支援、固定資産税の軽減等、税制上の措置を実施すること。
4. ごみ処理に関しては、市民理解を深めながら、家庭ごみ分別の更なる徹底、紙ごみの資源化や生ごみの堆肥化を進め、ごみ減量を推進すると共に、処理経費の一層の節減を図ること。
5. 廃棄物の不法投棄防止のため積極的な広報・啓発活動を進め、現場においては監視カメラの活用やパトロール等、監視活動・取り締まりを一層強化すると共に、不法投棄をさせない環境整備を図ること。
6. 廃棄物処理業者への監視指導体制を整え、併せて処理業者の健全育成に努めること。
7. 老朽化の著しい清掃センターについては、十分な施設整備を行い安全な運転を維持し、ごみ処理に支障が出ないよう万全を期すこと。なお、整備事業の入札には公平性を期すること。
8. 新たに設置するごみ焼却施設の余熱利用施設については、市民に広く活用されるよう整備することはもとより、「エネルギーパーク」等の、ごみ

問題・環境問題・自然エネルギーの推進について、広く環境問題全般にわたって啓発する教育の拠点となるべき施設を併設すること。また、新施設は公設民営のDBO方式となることから、現清掃センター職員の雇用継続を図るとともに、職員の技能等が活かされる職場配置を進めること。

9. 放射能汚染やダイオキシン類・アスベスト・PM2.5等、有害汚染物質の監視を強め、常時きめ細かい調査と情報公開を行い、併せて発生防止と飛散防止対策に努めること。
10. 公衆トイレについては、観光拠点となる地域をはじめ、市域内の要所に計画的に設置すること。また、女性用トイレの整備を重点的に進めること。更に、関係部局と連携し、商店街等のトイレの提供について市民の理解・協力体制を構築すること。
11. バイオマスタウン構想をより具体化し、中山間地域の活性化につなげ、助成措置を講じて、発電施設の整備及び生ごみの堆肥化等を進めること。
12. 食品ロスの減量化や生活困窮者対策に役立つ「フードドライブ」を推奨し、市民の間に広く浸透するよう努めること。

農林業関係

1. 農業が本市の基幹産業として経営及び収益性を高めるため、中山間地域の小規模農地を含め、土地基盤整備や機械化等の補助率を大幅に引き上げ、諸施策を積極的に講じること。
2. 地域農業の持続的発展に向けて設立された経緯を踏まえ、「長野市農業公社」については、農業従事者の高齢化や後継者不足等、地域農業に係る諸課題解決のため具体的な施策を講じ、成果があがるよう取り組むこと。また、本市の状況に適合した農業支援体制を確立すること。
3. 有害鳥獣被害が増大していることから、被害農家及び猟友会等への積極的な支援を進めると共に、鳥獣被害防止対策協議会や住民自治協議会とも協力し、地域と一体となった鳥獣被害防止活動を支援すること。また、国・県の助成を積極的に活用すること。更に、解体処理車の実証実験を検証し、導入を検討すると共に、解体処理施設も含め、捕獲した獣肉を有効活用し、流通体制を確立してジビエの普及を図ること。
4. 中山間地域においては、特性と魅力を出す価値観を共有する若者育成に、地域おこし協力隊とも連携し、農業振興等を通じ、定住できる施策を講ずること。併せて、農業維持や市域内の遊休荒廃農地の解消と有効活用のための、中山間地域直接支払制度・地域奨励作物補助制度等、積極的に諸施策に取り組むこと。また、農業研修センター運営にあたっては、施設を有効活用すると共に、講座を充実させ、農業従事者を拡大すること。
5. 農業の担い手確保のため、農家創設基準を抜本的に引き下げると共に、新規就農者支援事業の対象年齢を60歳以下まで引き上げる等の要件緩和により、意欲ある新規就農者に積極的な支援を講ずること。また、グリーン・ツーリズム等の推進により、農山村の魅力を県内外に積極的にPRし、農業体験型事業による中山間地域の活性化を図ること。
6. 近年多発する自然災害対応ならびに農業の経営安定のため、農業共済制

度の加入促進を勧めると共に、果樹経営安定対策制度等の支援策を推進すること。

7. 地域農業の産業としての持続的発展や、食の安全確保のため、地産地消の推進が重要であることから、生産から流通、消費に至る流通・経済システムの構築を図り、実効ある活性化策を推進、地元農畜産物の消費拡大を図ること。また、生産物の需要と供給の均衡を図りながら、学校給食をはじめ市有の公的施設との契約栽培を推進すると共に、地域ブランドを構築し、市内外の市場に長野市産農畜産物の流通を拡大すること。
8. サフォークについては、ジンギスカン日本一を目指した生産体制の強化を図り、取り組みを全市に広げ、中山間地域の遊休農地解消・有害獣対策・雇用の創出を図り、観光にも資する放牧を進め、肉の増産・観光客増加を実現するための積極的な支援体制をとると同時に、と畜所・食肉加工所を設置し、生産・加工・消費がスムーズに行える体制を整備すること。
9. 農業の6次産業化を実効性あるものにするため、国・県の補助制度を積極的に活用し、農産物加工所の設置等により生産者の所得向上を実現すること。
10. 県の森林税を活用し、間伐等の事業を積極的に導入して杉・カラマツの市内産木材の活用ならびに災害防止の観点から、循環型広葉林へ転換して、治山・治水のための森林整備を積極的に進めること。また「善光寺の森事業」を継続し、次世代のための森林資源保全事業の更なる推進を図ること。
11. 国の方針に基づき地元産木材需要拡大の取り組みを進め、建築資材に併せてペレットストーブ燃料等への有効活用を図ること。また、地域木材の積極的な利用を進めるため、林道・作業道の整備をし、地元産木材の活用の推進・搬出間伐を更に推進すること。
12. TPPの批准に反対すること。しかしながら、批准された場合には、本市の農業・農村・地域社会に及ぼす負の影響を最小限にとどめるため、万全の対策を講じること。

商工観光関係

1. 企業誘致を強力に推進するため、諸税等の優遇措置を拡大すると共に、助成措置の適用は実行あるものとする。また、工業団地の更なる用地確保や整備に努め、市内外に向け積極的なPRや情報開示によりトップセールスを行い、市外の優良企業誘致を図り、雇用拡大ならびに従業員等の定住促進につなげる。また、既存企業に対し、常に意向調査を行い、要望に応えること。
2. ものづくり支援センターの活用等により、産学官の連携による研究開発を促し、地場産業の育成や市内における将来に向けて発展性のある新産業創出を促進すること。
3. 中小零細企業の倒産や経営悪化を未然に防止するため、中小企業振興資金融資制度の充実や助成金の確保等、中小企業支援を一層推進すること。そのために中小企業振興条例を制定すること。
4. 雇用確保を推進すること。特に若年層のフリーター・ニート化傾向を是正するため、若年者雇用対策を強化すること。また、新たに整備された、HPの就職応援サイトを活用し、市内企業をPRするとともに、地元就職を奨励・雇用のマッチングを図ること。さらに、市内企業に対し障がい者や高齢者を積極的に雇用するよう働きかけること。
5. 就職しても職場に適応できず仕事上の悩みを抱えて「就職後の引きこもり」や、就職してもすぐに離職する「若年無業者」に陥るケースが見られることから、本人のみならず、企業に対するカウンセリングや心のケア等の相談体制を充実すること。
6. 子育て支援を促すため、働きながら子育て出来る職場環境の整備を、企業・団体に対し積極的に働きかけを行うこと。また、長野市子育て雇用安定奨励金の充実を図ること。あわせて、女性の雇用拡大対策に取り組むこと。
7. 中山間地域活性化の視点から、旧合併町村においては、地域資源を活用する起業を積極的に支援し雇用を確保すること。
8. 本市の観光産業の推進は、市の将来像を左右し、また経済効果を生み出す重要な課題であることから、全庁を挙げて国際観光都市づくりに取り組むこと。
9. 食文化を含め、市内の観光資源の発掘・整備を進め、おもてなしの心の

- 再構築・広報宣伝活動の強化など、経済効果や雇用創出を拡大する観光産業の実現に努めること。また、沿線都市との広域観光を更に進め、観光客の周遊等、互いに連携し合う体制を整備すること。併せて、タクシー業界の協力を得て観光客の観光案内・おもてなし等、対応策に取り組むこと。
10. 来訪客1200万人を実現するため、善光寺表参道や権堂周辺、セントラルスクエアを早期に取得するなど、大駐車場を整備すること。
 11. 2020年東京オリンピック開催に、冬季オリンピック・パラリンピック・スペシャルオリンピックスの開催都市としての実績を活かし、積極的な支援と誘客に大型イベント等、取り組むこと。
 12. 本市が主体となって観光政策を積極的に推進すると共に、ながの観光コンベンションビューローの実効ある取り組みを促すと共に、JR東日本・JR西日本等と連携し、本市の魅力を再検証して、的を絞った観光情報を発信、観光ツアー等の誘致に積極的に取り組むこと。
 13. 本市の歴史や文化を伝承する地域の祭事や行事・信州の食文化等を貴重な観光資源と捉え、それらを活用しながら、市民挙げて「おもてなしの心」を醸成し、訪れてみたいまちづくりに向けた活動の育成に具体的計画を立て取り組むこと。
 14. 国の進める「ビジット・ジャパン」と連携するとともに、長野市独自のインバウンドを推進し、情報発信と外国への誘客活動に積極的に取り組むこと。海外へのPRとしてトップセールスを行い、国際室や東京事務所を有効活用すること。また、外国人観光客のため、外国語表記やSNS環境の整備等、分かりやすい環境整備に努め、パンフレットの絞り込みを行なう等、効果的な対策を講じること。
 15. 市内スキー場については、これまでの経過を踏まえ、引き続き一般会計に頼らない経営体質の向上に努めること。また、グリーンシーズンを含む一年を通しての観光資源・観光拠点として活用されるよう、早急に取り組むこと。
 16. 観光行政の重要性を鑑み、実効性あるものとするため、企画政策部・都市整備部等、庁内各部局で連携を図り、横断的に一体となって取り組むこと。
 17. 飯綱高原については、健康増進スポーツゾーンとして多様な観光資源が内在することから、地元住民と連携した上で、総合スポーツ公園として整備すること。

文化スポーツ関係

1. 本市活性化に欠かせない文化スポーツ振興について、大きな市民期待に応えるべく、文化スポーツが市民生活にもたらす多面的効果が十分に発揮され具体的な成果が導き出されるよう、計画的な事業の推進を市民に明示し取り組むこと。
2. 長野市芸術館の運営について、指定管理者との連携の上、本施設が市民の文化向上の拠点として有効に活用されるよう取り組むこと。また、小中高校生の利用料を減免すること。更に、芸術館利用者の駐車場料金を3時間まで無料とすること。
3. 市民の文化意識を高め、通年にわたって文化芸術に親しめるよう、世界に向けて文化芸術を発信すること。
4. 地域における市民レベルでの文化芸術活動を積極的に支援し、市域のどこでも文化芸術に親しめる環境づくりを進めること。
5. 長野市スポーツ振興計画に掲げる通りに地域スポーツ振興が具体的に進められるよう、スポーツ施策・環境整備・指導体制整備・スポーツ施設全般の整備等に取り組むこと。
6. ジュニアスポーツの環境整備は、こどもの健全育成や地域活性化、またそれら多面的効果に鑑み積極的に取り組むこと。特に小・中学生用グラウンドの新設及び河川敷グラウンドについては、現況の劣悪な環境からの抜本的改善をはじめ、全国大会が誘致できるよう、芝生化を含め整備を計画的に進めること。
7. 市域のスポーツ施設のトイレが劣悪な状況にあることから、水洗化を進めると同時に、据え置き型については簡易水洗型に入れ替えること。
8. 市民の中からトップアスリートを輩出するべく、競技団体や体育協会・関係省庁と連携し、オリンピック施設の有効活用も踏まえ積極的に取り組むこと。

9. スポーツ振興は、健康寿命延伸に非常に有効であることから、健康増進スポーツゾーンの整備を関係部局とも連携し取り組むこと。また、住自協や公民館で日常的に手軽に行なうことのできる健康体操の普及や、マレットゴルフやゲートボールなどの軽スポーツの振興など、市民スポーツの定着を市民と協働で推進すること。
10. オリンピック施設の魅力を活かす等して、文化スポーツコンベンションの誘致を更に進めること。
11. 本市の負担が大きいオリンピック施設の今後の在り方について、関係省庁と検討を進めること。
12. スポーツを通じての本市の活性化が実効性あるものとなるよう、積極的なスポーツ振興策を進めること。また、飯綱スキー場一帯を総合的なスポーツ公園として、通年でスポーツ・観光・大会誘致で賑わうよう整備し取り組むこと。
13. 城山野球場廃止に代わる野球場の新設をすること。
14. 芸術館のロビー拡充等、整備すること。

建設関係

1. 市街地における生活道路網の整備について、社会生活の利便性・安全性向上のための歩道や交差点の設置改良・維持、電柱の地中化等、ユニバーサルデザインに基づく景観にも配慮した、良好な交通環境向上を図ること。併せて、カーブミラーの予算を拡大し、安全対策に取り組むこと。
2. 市街地の交通渋滞解消のため、車両の流れを外環に導く環状線・バイパス線や交差点の整備等の建設整備を計画的に進めること。
3. 中山間地域の生活幹線道路を中心に拡幅整備を積極的に促進し、道路網の整備促進を図ること。また、市道沿いの草刈り・支障木伐採・側溝の土砂上げ等の助成措置を拡大すること。
4. 環境に優しく手軽で便利な交通手段である自転車の利用促進は、自転車道のネットワーク調査や交通需要マネジメントの施策を含め、公共交通機関との連携も配慮し、安全で快適な自転車利用の環境整備を促進すること。併せて駅やバス停周辺の駐輪場整備を推進すること。
5. 長野市洪水ハザードマップの検証・見直し、千曲川・犀川等一級河川及び中小河川の危険箇所における築堤・護岸・河床の整備を積極的に進めること。
6. 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域に指定された地区については、土砂災害ハザードマップに基づき指定区域を明らかにすると共に、土砂災害防止工事等のハード対策及び警戒避難体制の整備や危険箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を充実させること。
7. 都市型水害対策として、幹線排水路・雨水渠・雨水貯留施設の計画的な整備促進及び河川流域の保水能力及び遊水機能の向上を図ること。また、下流部における排水機能を充実させるため、排水機場の能力向上を計画的に進めること。
8. 浅川の内水対策を含め、治水対策を促進し、更北の弱小堤防改修や千曲

- 川立ヶ花狭窄部の改修と無堤地区の解消を国に積極的に働きかけること。
9. 住宅の耐震診断を促進すると共に、耐震補強工事には地場産材を積極的に活用させ、補助制度を充実・強化し、住まいの安全性を高めると共に、地域経済活性化を図ること。
 10. 市営住宅の需要が引き続き高いことから、老朽施設等の整備を計画的に進め、整備には地場産材の活用を図ること。入居手続きは簡素化し、速やかな受け入れに努めること。また、今後も高齢者や障害者に優しい住環境の向上を図ること。
 11. 除雪に関しては、歩道も含めて万全の体制で臨むこと。特に生活バス路線の確保を最優先とする態勢を再構築するとともに、国・県・市の連携により、道路管理責任者毎の除雪体制から地域別・ゾーン別の一体的な除雪体制への移行を図ること。また、中山間地域のみならず市街地の生活道路の除雪を円滑に行うため、小型除雪機の貸与・貸出を拡充すること。更には、体制整備とともに市民との協力体制を構築すること。
 12. 地籍調査を計画的に行い、市道の公図未整を早く解消すること。
 13. 道路・河川の防災予算を大幅に増額し、災害を未然に防止すること。特に、中山間地域対策を強化すること。
 14. 公共事業における市内産木材の積極的利用を進め、森林資源を有効に活用するとともに災害の未然防止を図ること。
 15. 排水機場の運転に関しては、地元の負担が大きいことから十分に配慮すること。
 16. 建設工事請負契約における積算誤りによる契約解除については、再発防止の徹底を図り、適正な業務の執行と市民の信頼回復に努めること。

都市整備関係

1. 都市計画道路の整備については、百年の大計に立って計画し、検証・見直しについては慎重を期すこと。その上で必要度の高い道路についての計画的な整備を推進すること。特に、犀川南北の渋滞解消のため、新橋の建設や丹波島橋の車線数増加等を進めるよう、関係機関に強く働きかけること。
2. 長野駅と善光寺を結ぶ中央通りを中心にした魅力あるまちづくりを推進するため、来訪者の利便性と回遊性を確保すること。また、歩いて善光寺へ向かうためのバス降車場所・セントラルスクエアの活用等、駐車場・ポケットパーク・公衆トイレ等、整備充実すること。また、更に、松代・篠ノ井などの市街地整備及び、地域が提案するまちづくりについて、市民との協働で魅力あるまちづくりを積極的に進めること。
3. 中心市街地活性化、とりわけ、イトーヨーカ堂の再整備に伴う権堂地区の取り組みについて検証し、課題を公表して対応策を明示すること。
4. 風格と魅力ある美しい都市景観を創出するため、景観法に基づき策定された「長野市景観計画」を市民・事業者・行政との協働と連携により一層推進すること。
5. 地域住民が利用する住区基幹公園については、緑豊かで親しみやすい、トイレ等も整備された「住民のための公園」としての整備を進めると共に、全市的な利用を図る都市基幹公園については、災害時の避難場所としての役割も担うことから、有効利用できるよう整備を進めること。また、中心市街地で公園緑地が不足している地域については、公共施設の移転や改築に伴い用地を確保し、計画的に進めること。
6. 本市の重要な観光施設である、茶臼山動物園や自然植物園・恐竜公園の整備を進め、大規模遊園地・レストラン・マレットゴルフ場等の施設の拡充・強化及び駐車場の整備に取り組み、地域の活性化を図ること。また、

施設の運営においては、市民の協力を得ながら、より良い施設となるよう努めること。

7. 南長野運動公園総合球技場については、子ども達にも利用させる等、青少年育成や地域活性化に有効活用すること。また、南長野運動公園全体として、既に駐車場が不足している状況から、駐車場の整備に努めること。
8. 川中島古戦場公園へと名称変更に取り組んでいる八幡原史跡公園については、一帯の年間を通じての賑わいを創出するため、隣接する博物館等の観光文化施設の活用や道の駅設置等の活性化策に、地域と連携しながら、積極的に取り組むこと。
9. 県が行う信濃美術館の整備と、市が行う美術館周辺の公園整備・城山公園一帯の整備については、一体的に検討し、県も含めた関係機関と協議・調整を行うと共に、市民に親しまれるよう、市民意見を取り入れながら進めること。
10. 都市計画マスタープラン改定、立地適正化計画策定にあたっては、「コンパクト&ネットワーク」の具現化、多極ネットワークのまちづくり、公共交通を軸としたまちづくりの観点を重視し、進めること。
11. 都市公園等に設置が検討されている「ドッグラン」については、愛犬家と一般市民の適切な棲み分けに有効なことから、保健所とも連携して早期設置に努めること。その際は、施設が市域全般に亘るよう配慮すること。
12. 国庫補助金の内示率が年々低くなっている現状を重く受け止め、財源確保に万全を期すこと。
13. 長野駅東口整備におけるペDESTリアンデッキなどについては、人口減少時代において利用客の予想見込数の減少などを検証し、時代に即応した見直しを行うこと。

教育関係

1. 学校施設の耐震化は、早期に完了すること。
2. 年々増え続けている不登校問題については、抜本対策に向けて、Q-U調査をはじめ徹底的な調査分析を行うと共に、いわゆる「小一プロブレム・中一ギャップ」を未然に防ぐため、幼稚園・保育園～小学校～中学校～高校間の連携を強化すること。
3. 「いじめ」「虐待」等の児童生徒を取り巻く諸問題に対し、早期発見ときめ細やかな対応が出来る組織的な体制整備や相談体制の一層の充実を図ると共に、障がい児や軽度発達障がい児の教育環境整備すること。
4. しなのきプラン29に基づき、個性を活かしたきめ細かい教育を実践することにより、健全でたくましい児童生徒を育む環境を整備すると共に、学校ごとの創意工夫の取り組みを尊重し、自主性・地域に根ざした特色ある学校づくりを推進すること。
5. 義務教育の重要性に鑑み、教育レベルの向上に向け、教職員の研修を充実させ、体罰や不祥事の撲滅等、資質の向上に努めると共に、教員の業務量を見直し、余裕をもって子どもと向き合える環境整備に努めること。また、中核市への教職員人事権委譲について引き続き要望を行うこと。
6. 学校現場と市行政の連携体制を構築し、円滑な義務教育環境を向上させるため、教育委員会における指導主事の積極的・効果的な学校訪問と教諭との相談・指導等、一層の活用を進めること。
7. 児童生徒の国際感覚を高めるため、冬季オリンピックで培った一校一国運動をはじめとする諸活動を積極的に推進すること。
8. 中核市に相応しい図書館予算を確保すること。専門職である司書については、十分な経験と豊富な知識が求められることから、正規職員として配置すること。また、学校図書館の充実を図ること。
9. 南部図書館の建て替えに当たっては、図書館の持つ集客施設としての側

面も重視し、他市の事例も参考に、生涯学習・教育・子育て・地域活性化に資するものとして整備すること。

10. 学校や公民館におけるパソコンやタブレットの整備・充実は急務であり、リース制度の一層の活用により機器の早期更新に努めること。また、教職員を含め、操作技術の育成と共に、リテラシー教育にも万全を期すこと。
11. 雨水貯留対応となっている小中学校校庭の排水対策を講じること。
12. 長野市青少年保護育成条例を適正に運用し、学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成を図ることのできる環境を整備すること。
13. 本市の歴史・伝統を伝承する祭りや民俗芸能等の保存伝承活動の助成措置を充実すること。また芸術文化振興基金等の活用により、文化団体の育成を図ること。併せて、文化芸術を身近に感じる環境づくりと個性と魅力ある文化芸術活動の強化・充実をすること。更に、子ども達の育成強化に取り組むこと。
14. 松代大本営地下壕跡については、全国的にも稀少な戦争史跡であることから、国の戦争史跡指定に向け、市が主体となり積極的に取り組み観光資源としても活用すること。
15. 公民館は、生涯学習の拠点であるという原点に立ち返り、利用者年齢の偏在性を解消し、子どもと保護者・青少年にも利用拡大が図れるよう取り組むこと。また、指定管理者制度の導入については、現行法規との整合性や地域の体制に鑑み、社会教育水準が低下しないよう取り組むこと。
16. 食の安全が脅かされていることから、学校給食に使用する食材については原産地や原材料について、放射能や残留農薬等の徹底した検査を行い、Na i シンチレーションスペクトロメーターやゲルマニウム半導体検出器等の放射能検査機器の導入による安全確認を実施すると共に、需要・供給のバランス等、現下の課題を検証したうえで、安全・安心な地元農畜産物を使用する地産地消の実現に向け具体的に取り組むこと。
17. 学校給食は、食育の重要性、また食事が児童の発育に大きな影響を与え

ることに鑑み、給食で実践されている栄養バランスの大切さを広く周知すること。また、第4学校給食センターの整備により、アレルギー対応に万全の体制を期すこと。更に、異物混入等の発生防止対策を徹底すると共に、納入された食材に問題が生じた場合には、当該事業者に対しペナルティーを課すなど厳しい姿勢で取り組むこと。

18. 地域の振興・発展を踏まえ、少人数小中学校についての対応策を早期に確立すること。
19. 公共施設の再配置にあたっては、学校施設の重要性に鑑み慎重を期すこと。
20. 学校トイレは、洋式化をはじめとする整備を更に進めること。
21. 市立長野高校の中高一貫化については、全ての中学校が均等に学力・体力等の向上を図れるよう配慮し取り組むこと。
22. 山村留学の充実・強化を図り、本市の教育に活かすこと。
23. 博物館の運営・展示等改革に取り組み、来館者を年間20万人以上を目指す取り組みをすること。また、信州新町美術館を文化芸術・教育の実践の場として活用できるよう、環境を含め整備・充実すること。宝物館・資料館・記念館も積極的にアピールすること。

上下水道関係

1. 長野市水道ビジョンに則り、安全で良質な水の安定的な供給のため、老朽施設の計画的な更新・整備を図り、漏水防止・赤水の解消・有収率の向上に努めること。
2. 水道局浄水場の運転管理業務の民間委託は、これ以上拡大せず、「水の安全」を最優先する監督指導体制を確立すること。
3. 各水道水源の環境保全施策の推進を図るなど安全確保には万全を期すと共に、水環境保全条例の地域指定水源の保全整備を推進し、水質管理体制の強化に努めること。
4. 全戸水洗化の早期実現に向けては、事業の効率的整備等で実施を図ること。また、水洗加入率向上の取り組みを強化すること。
5. 犀南地域の上水道管理が県所管のままであり、料金体系の不均衡や工事の際の煩雑さを招いていることから、県や他市町の動向を踏まえ、市への移管を早急かつ強く要望すること。
6. 飯綱高原の上水道未整備地域を早期に解消すること。
7. 上下水道施設の維持管理にあたり、利用者負担に過度に依存しない健全計画を検討・策定すること。上下水道料金の改定にあたっては、審議会における議論を十分尽くすこと。

防災消防関係

1. 近年多発する自然災害に鑑み、新たな長野市地域防災計画に基づき、災害危険箇所の総点検を実施し、災害に強い都市としての総合防災体制を確立すること。更に、災害復旧に国庫補助を有効活用できるよう、雨量観測局の増設を、これからも計画的にきめ細かく進めること。
2. 災害発生時に必要なライフライン（水および浄水装置・食糧・交通手段・通信手段）の確保と、避難所や消防分署等の防災施設の充実・強化を図ること。
3. 災害発生時における本庁・支所間の指揮・命令系統および情報の一元化を図り、災害に際しては支所権限を強化し、地区ごとの災害対応体制を確立すること。また、中山間地域の防災同報無線のデジタル化等の整備を着実に進めること。
4. 災害時における市民の安否確認・避難確認の体制を促進すること。災害時要援護者支援計画において地域ごとの個別具体的な安否確認・避難態勢の構築を確立すること。また、社協等と連携する「孤立防止・見守りネットワーク」は、一人暮らし高齢者のみならず、障がい者や認知症患者を対象に加え、さらに拡充すること。
5. 住民自治協議会のもとで実施される自主防災会等の防災訓練を支所単位規模の総合訓練に拡充・恒常化するとともに、それに対する財政支援を充実すること。防災マップ・土砂災害ハザードマップ・洪水ハザードマップの市民への周知徹底を図るとともに、マップを活用した防災避難訓練を体系化して実施すること。
6. 高齢者・子ども・障がい者・傷病者など災害弱者対策に万全を期すと共に、災害時要援護者の支援については、関係部局と連携し、要援護者の情報共有を図り、速やかな安全確保に努めること。

7. 危険物事故の予防策として、施設の保安・管理の徹底を図るため、査察体制を確立し、指導に万全を期すと共に、災害を想定した訓練を実施し、即応体制の構築と市民への情報提供を行うこと。
8. 被災時におけるボランティアの受入体制・避難生活支援・復興支援等、災害が起きた後を想定した訓練を導入すること。また、あらゆる災害時に対応できるよう、地域の自主防災会への助成を拡大し、毎年訓練を徹底させると共に、在日外国人を含めた市民に対する応急処置等の普及啓発を実施すること。
9. 広域消防行政を見据えた防災拠点施設機能の充実強化を図り、特に大規模災害に対応するため、消防・救急車両・機材等の装備および個人装備の充実強化を図ること。また、高規格救急車の増車を図ると共に、救急救命士の養成を計画的に進めること。
10. 耐震性防火水槽の整備を図ると共に、既設消火栓の早期完全点検と交換並びに消防分団各班に可搬車載ポンプ車の配置等、装備充実を積極的に進めること。
11. 救命率の向上を図るため、医療機関との連携を深め、救急高度化事業を積極的に推進すること。
12. 住宅用火災警報器について、設置の徹底を図ると共に、悪質販売業者の排除を市民に周知すること。
13. 中山間地域の消防分署の人員配置については、消防・救命の使命に鑑み、現有体制を維持すること。
14. 消防団員の定員確保に努めるとともに、処遇改善を更に図ること。消防団員の安全装備にかかる無償提供を実現すること。併せて、女性団員の確保・育成に取り組むと共に、市内の企業に協力を求めること。
15. 長野市地域防災計画に新たに盛り込まれた原子力災害編に基づき、原子力災害を想定した防災訓練を早期に実施すること。